

議題1 本人確認情報の利用事務の追加に係る「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」の改正について

1 改正理由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例」の改正に伴い、個人番号の利用を可能とする事務が追加され、申請者等に係る課税証明書等の添付書類が省略される予定である。事務の実施機関において個人番号等の真正性を確認する手段を確保するため、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する事務の追加を行う。

2 改正内容

(1) 追加する事務

- ①国公立の高等学校等における奨学のための給付金の支給に関する事務
- ②私立の高等学校等における奨学のための給付金の支給に関する事務
- ③公立の高等学校における学び直し支援金の支給に関する事務
- ④私立の高等学校等における学び直し支援金の支給に関する事務

(2) 事務の概要

- ①国公立の高等学校等に通う生徒のうち、市町村民税所得割額が非課税の世帯に対し授業料以外の経費について給付する事務。申請の審査において、住基ネットを利用する。
- ②私立高等学校等に通う生徒のうち、市町村民税所得割額が非課税の世帯に対し授業料以外の経費について給付する事務。申請の審査において、住基ネットを利用する。
- ③高等学校等を中途退学した後、再び公立高等学校で学び直す者に対する授業料について支援する事務。高等学校等就学支援金の支給期間終了後の授業料が対象となる。申請の審査において、住基ネットを利用する。
- ④高等学校等を中途退学した後、再び私立高等学校等で学び直す者に対する授業料について支援する事務。高等学校等就学支援金の支給期間終了後の授業料が対象となる。申請の審査において、住基ネットを利用する。

3 住基ネットの利用について

(1) 住基ネットを利用する所属及び操作者

- ①③・・・教育委員会教育庁企画管理部財務施設課の職員（各1～2名程度）
- ②④・・・総務部学事課の職員（各1～2名程度）

(2) 住基ネット利用件数（見込み）

- ①・・・年間約26,000件
- ②・・・年間約8,000件
- ③・・・年間約120件
- ④・・・年間約120件

(3) 端末機の利用

市町村課の端末機

※本事務の追加による新たな端末機の設置は行わない。なお、一括提供での検索を予定している。

(4) 利用場面

申請者が申請を行う際に、課税証明書等の添付書類が必要となるところであるが、番号条例の施行後は、国的情報提供ネットワークシステムを介した他機関との情報連携が行えることから、添付書類の省略が可能になる。

情報提供ネットワークシステムを介した他機関との情報連携にあたっては、前提として、申請者等の個人番号等の真正性について確認する必要があるため、住基ネットを利用して本人確認情報の提供を受けるものである。

<事務フロー>

① 申請者が申請書類を提出



② 県が申請書類を審査

◆支給を決定するために地方税情報等を確認する。

(注：番号条例施行後は、情報提供ネットワークシステムを介して情報を入手することから申請書に係る添付書類が不要となる。ただし、情報提供ネットワークシステムによる情報連携の前提として、住基ネットを用いて申請者等の個人番号等の真正性を確認する必要がある。)



③ 県が申請書類に基づき支給

4 県民からの意見募集について

平成 30 年 2 月 13 日（火）～平成 30 年 3 月 13 日（火）

5 施行日（予定）

平成 31 年 4 月 1 日

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月25日条例第62号）<H31.4.1改正施行後>

（趣旨）

第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）第九条第二項の規定による個人番号の利用及び法第十九条第十号の規定による特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 個人番号 法第二条第五項に規定する個人番号をいう。
- 二 特定個人情報 法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。
- 三 情報提供ネットワークシステム 法第二条第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

（個人番号の利用範囲）

第三条 法第九条第二項に規定する条例で定める事務は、別表第一の上欄に掲げる執行機関が行う同表の下欄に掲げる事務及び知事又は教育委員会が行う法別表第二の第二欄に掲げる事務とする。

- 2 知事又は教育委員会は、法別表第二の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第四欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法第十九条第七号の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して同号に規定する情報提供者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 別表第二の上欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の下欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。
- 4 前二項に規定する執行機関が、法第十九条第七号又は第八号の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者（法第二条第十二項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。）から前二項に規定する特定個人情報の提供を受けるときは、前二項の規定は、適用しない。
- 5 第二項及び第三項の規定による特定個人情報の利用をした場合において、他の条例及び規則（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百三十八条の四第二項に規定する規程を含む。次条第二項において同じ。）の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（特定個人情報の提供）

第四条 別表第三の第一欄に掲げる機関が、同表の第三欄に掲げる機関に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合においては、同表の第三欄に掲げる機関は、その事務を処理するために必要な限度で当該特定個人情報を提供することができる。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例及び規則の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（委任）

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第一（第三条第一項）

執行機関	事務
一 知事	高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）（特別支援学校の高等部を除き、私立の高等学校等に限る。）に在学する生徒又は学生の保護者等（同法第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）に対して支給する奨学のための給付金（以下「私立高等学校等奨学のための給付金」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの
二 知事	高等学校等（私立の高等学校等に限る。）に在学する生徒又は学生に対して支給する学び直し支援金（高等学校等を退学した後に私立の高等学校等に入学した者のうち、知事が別に定めるところにより適当と認めた者に対して支給する支援金をいう。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの
三 教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）によるものを除く。）であって規則で定めるもの
四 教育委員会	高等学校等（特別支援学校の高等部を除き、国立又は公立の高等学校等に限る。）に在学する生徒又は学生の保護者等に対して支給する奨学のための給付金（以下「国公立高等学校等奨学のための給付金」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの
五 教育委員会	高等学校（公立の高等学校に限る。）に在学する生徒に対して支給する学び直し支援金（高等学校等を退学した後に公立の高等学校に入学した者のうち、教育委員会が別に定めるところにより適当と認めた者に対して支給する支援金をいう。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第二（第三条第三項）

執行機関	事務	特定個人情報
知事	私立高等学校等奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの

別表第三（第四条第一項）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
一 教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
二 教育委員会	国公立高等学校等奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報であって規則で定めるもの